

# 小さな掛金で、確かな保障を 神戸市民生協の共済

兵庫県にお住まいか、  
お勤めの方にお知らせ!



イラスト: 有村 健  
撮影場所: 再度公園

病気にかった、ケガをした時は…

1日(日帰り)以上の入院で  
入院一時金 **50,000円** (入院日額 × 10日分)

+ 入院日額 **5,000円** × 入院日数

掛金の払込方法  
クレジットカードか  
口座振替から選べます

※3000円コース～65歳の場合

## 病気やケガに備える 医療共済 入院充実プラン

0～75歳\*までの加入で、  
85歳まで保障がつづく  
※保障開始日における年齢

インターネットで  
お申込が完了!  
お申込はこちらから▶

保障内容	月掛金	2000円コース					3000円コース				
		0～65歳	65～70歳	70～75歳	75～80歳	80～85歳	0～65歳	65～70歳	70～75歳	75～80歳	80～85歳
入院一時金	1日以上	40,000円	20,000円	15,000円	10,000円	7,000円	50,000円	25,000円	20,000円	14,000円	11,000円
傷害入院(日額)	1日目～(事故日から180日以内)	1日目～124日目 4,000円	1日目～180日目 2,000円	1日目～180日目 1,500円	1日目～180日目 1,000円	1日目～180日目 700円	1日目～124日目 5,000円	1日目～180日目 2,500円	1日目～180日目 2,000円	1日目～180日目 1,400円	1日目～180日目 1,100円
病気入院(日額)	1日目～	1日目～124日目 4,000円	1日目～54日目 2,000円	1日目～54日目 1,500円	1日目～54日目 1,000円	1日目～54日目 700円	1日目～124日目 5,000円	1日目～54日目 2,500円	1日目～54日目 2,000円	1日目～54日目 1,400円	1日目～54日目 1,100円
入院手術 <sup>※1</sup>	入院に行う場合(所定の手術) <sup>※2</sup>	25,000円	8,000円	4,000円	4,000円	—	10万円	20,000円	15,000円	10,000円	—
重度障害	不慮の事故による	60万円	30万円	20万円	20万円	20万円	100万円	50万円	30万円	30万円	20万円
	病気による	30万円	—	—	—	—	50万円	—	—	—	—
死亡	不慮の事故による	60万円	32万円	22万円	22万円	21万円	100万円	60万円	35万円	33万円	21万円
	病気による	30万円	2万円	2万円	2万円	1万円	50万円	10万円	5万円	3万円	1万円
	五大疾病による <sup>※3</sup>	36万円	7万円	5万円	5万円	2万円	60万円	20万円	8万円	6万円	2万円

※1:入院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されている期間において受けられた手術をいいます。 ※2:所定の手術についてはお問い合わせください。  
※3:五大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・腎不全をいいます。

神戸市民生協の共済事業は、営利を目的としない助け合い制度です。

神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)  
〒650-0032  
神戸市中央区伊藤町111番地  
神戸商工中金ビル5階  
営業時間 9:00～17:30 (土・日曜及び祝日休業)

【通話無料!お気軽にお問い合わせください】  
**0120-81-9431**  
FAX 078-335-0630  
インターネットからお申込みできます

スマホの方は  
コチラ

6508790 382 6379

兵庫 神戸市中央区伊藤町111番地  
神戸商工中金ビル5階

### 神戸市民生協 医療共済・こども共済の係行

#### 神戸市民生協組合員様限定

##### 20組40名様にプレゼント!!

##### 有馬温泉 太閤の湯

兵庫県神戸市北區有馬町地の尻292-2  
ハガキ1枚(メール1件)につき、  
抽選で上記の入場券  
(大人2名様分)が当たります。  
※ご応募は神戸市民生協組合員様に限らせていただきます。

応募方法  
プレゼント名・組合員番号・氏名・年齢をご記入のうえ、  
「ハガキ」か「メール」にて  
ご応募ください。

応募締切  
2023年12月15日(金) 必着  
抽選のうえ、プレゼントの発送をもって  
当選結果に代えさせていただきます。  
(プレゼントは締切後、約2週間後の発送となります)

〒650-0032  
神戸市中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル5階  
神戸市民生協(入場券プレゼント 有馬温泉太閤の湯)係行

メール送付先 info@kccs.or.jp (ホームページからお申込みいただけます) 詳しくはこちら

#### 神戸ストークス 2023-2024シーズン 試合観戦チケット

応募方法・詳細  
ホームページの応募フォーム  
よりご応募ください。  
◀応募・詳細ページはこちら

問い合わせ先 神戸市民生協 TEL:0120-81-9431 (平日9:00～17:30)  
※ご応募時のお客様の個人情報は、共済・保険商品の案内の他、お問い合わせへの  
対応のみに利用し、当組合の規定に従い厳重に取扱いたします。

## 3つの特約で幅広くカバー 月掛金 各500円

### 「入院充実プラン基本コース」と同時にお申込みください。

※特約のみのお申込みはいただけません。※特約は複数お選びいただけます。  
※特約をお申込みいただけるのは75歳(保障開始日において)までの方で、80歳までの保障となります。

ガン特約	保障年齢	0～65歳				65～70歳				70～75歳				75～80歳							
		ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養	ガン在宅療養	死亡	ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養	ガン在宅療養	死亡	ガン入院(日額)	ガン通院(日額)	ガン診断確定(一生にそれぞれ1回限度)	ガン在宅療養	ガン在宅療養	死亡		
		1日目～124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	上皮内ガン	20日以上連続入院後の退院	ガン	6,000円	1,800円	10万円	3万円	2万円	2万円	10万円	3万円	2万円	2万円	10万円	2万円	1万円	1万円
		1日目～124日目	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	ガン	上皮内ガン	20日以上連続入院後の退院	ガン	1,800円	1,000円	2万円	6,000円	4,000円	4,000円	10万円	2万円	1万円	1万円	10万円	4万円	3万円	1万円

女性特約	保障年齢	0～65歳		65～80歳	
		女性特有疾病入院 <sup>※1</sup> (日額)	女性特有疾病 <sup>※1</sup> 在宅療養	女性特有疾病入院 <sup>※1</sup> (日額)	女性特有疾病 <sup>※1</sup> 在宅療養
		1日目～124日目	20日以上連続入院後の退院	4,500円	1,500円
		10万円	20万円	25,000円	15,000円
		2万円	6,000円	10,000円	10,000円
		10万円	2万円	50,000円	30,000円
		10万円	4万円	—	—

通院特約	保障年齢	0～65歳		65～80歳	
		傷害通院(日額)	通院手術 <sup>※3</sup>	傷害通院(日額)	通院手術 <sup>※3</sup>
		通算5日以上の通院で1日目から保障 (事故日から180日以内で最高90日分を限度)	通院(外来)にて行う場合(所定の手術) <sup>※4</sup>	1,700円	1,500円
		24,000円	13,000円	—	—

※1:女性特有疾病とは、乳ガン・子宮ガン・子宮筋腫・甲状腺ガン・股関節症・膝関節症・骨粗しょう症・下腿の静脈瘤・異常妊娠・異常分娩・胆石症・緑内障・白内障など  
※2:女性特有手術とは、乳房切除術・乳癌悪性腫瘍手術・子宮悪性腫瘍手術・子宮筋腫手術など  
※3:通院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されず、受けられた手術をいいます。  
※4:所定の手術についてはお問い合わせください。

決算後、生じた剰余金は割戻金としてお戻しします  
※割戻金は、共済金の支払い等による剰余金の増減で変動します。

令和4年度割戻率実績  
年間払込掛金の… 医療共済 **11%** 火災共済 **22%**

火災共済 大切な建物・家財のために

CO-OP共済はインターネットで加入手続きができます!!

キリトリ線に沿って切り取り、のりしろに糊付けしてポストに投函してください。

※お名前・口座名義人のフリガナを必ず記入してください。 のりしろ ※のり付けは、はみ出さない様に丁寧にお願い致します。

### 加入申込書

組合使用欄 担当者番号 **60573** 組合員番号 加入者番号

私は、貴組合の共済事業規約・実施規則の内容が契約内容となることを了承し、1口(50円)の出資を引き受け組合に加入し、被共済者の同意を得て、この申込書の「告知事項」へのお返答など各記載事項が事実と相違ないことを被共済者とともに誓約し共済契約を申し込みます。また、既に貴組合の医療共済、こども共済、傷害共済に加入している場合や変更する場合は、その契約の解約(解約日はこの申込書の発効日の前日とします。)をあわせて申し込みます。なお、この申込書の記入事項に明らかな誤りがある場合は、当該事項について訂正しても異議ありません。

神戸市民生活協同組合 御中 ※記入日など赤線で囲まれた必要事項をのれなく正確にご記入ください。 ※加入申込書の記入後は速やかに投函してください。

今日の申込みは ①新規 ②変更

記入日 年 月 日

告知事項に該当される方は 加入してください

告知事項に該当していても加入できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

告知事項に訂正できません。(訂正不可)

以下の項目に該当する場合は、申込書の「告知事項」の番号に○をつけてください。申込書の「告知事項」に記入がない場合は○をつけなくても該当しなくともよいものとします。

また、ガン特約を必ずご加入する方全員にもご説明させていただきます。お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる内容とご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載されています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

は「医療共済入院充実プラン」のみ、  
は「こども共済」のみに該当する部分です。

告知事項	医療共済		こども共済	
	基本コース	特約	コース	払込方法
①本人	2000円	ガン特約 500円	500円	月払
②子	3000円	ガン特約 1200円	1200円	年払
④兄弟姉妹	3000円	ガン特約 1700円	1700円	年払
①本人	2000円	ガン特約 500円	500円	月払
②子	3000円	ガン特約 1200円	1200円	年払
④兄弟姉妹	3000円	ガン特約 1700円	1700円	年払
①本人	2000円	ガン特約 500円	500円	月払
②子	3000円	ガン特約 1200円	1200円	年払
④兄弟姉妹	3000円	ガン特約 1700円	1700円	年払

掛金の払込方法(右記のいずれかに○をしてください) ①口座振替 ②クレジットカード払(月払のみ)

※②クレジットカード払を選択された方は下記口座振替依頼書をご記入は不要です。後日お送りするクレジットカード決済申込書をご記入のうえ、ご返送ください。

### 告知事項

告知事項に該当される方は加入できません。

ただし、医療共済入院充実プランは、①(a)②(b)②(c)の告知事項に該当していても加入できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

告知事項に訂正できません。(訂正不可)

以下の項目に該当する場合は、申込書の「告知事項」の番号に○をつけてください。申込書の「告知事項」に記入がない場合は○をつけなくても該当しなくともよいものとします。

また、ガン特約を必ずご加入する方全員にもご説明させていただきます。お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる内容とご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載されています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

は「医療共済入院充実プラン」のみ、  
は「こども共済」のみに該当する部分です。

以下の「契約概要」および「注意喚起情報」は共済契約の申込みの際に、特にご注意ください。告知事項を記載したものです。必ずお読みください。内容をよく確認し、ご承諾(加入者(被共済者)が契約申込人と異なる場合は、必ずご加入の方全員にもご説明させていただきます)のうえ、お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容と異なる内容とご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載されています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

### 契約概要

#### 1.共済契約のしくみ

##### 1-1.制度のしくみ

医療共済(入院充実プラン)は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また、「入院充実プラン」は、「基本コース」に「ガン特約」、「女性特約」および「通院特約」を必要に応じて付帯することができます。

「こども共済ライフセイブジュニア」は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また、「入院充実プラン」は、「基本コース」に「ガン特約」、「女性特約」および「通院特約」を必要に応じて付帯することができます。

ご加入は1人につき2つのコースです。当組合の医療共済・傷害共済・こども共済の他のタイプ・コースと重複してご加入いただくことはできません。なお、満期返戻金はあります。

##### 1-2.契約者および被共済者

(1) 契約者になれる方  
兵庫県にお住まいが職場がある方で、出資金を払込み、組合員となった方  
※契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約が終了し、組合を脱退していただくこととなります。

(2) 被共済者になれる方  
① 契約者、その配偶者(内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じ。)および契約者と生計を共にする2親等内の親族の方です。  
医療共済「入院充実プラン」: 保障開始日(発効日)において満75歳以下の方  
「こども共済ライフセイブジュニア」: 保障開始日(発効日)において満18歳以下の方  
② 加入申込書の「告知事項」に該当しない方  
③ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、当組合の定める疾病や特定の部位について生じた傷病およびその傷病と因果関係のある一連の傷病およびその共済金の支払いを一定期間免責とした契約に同意される方  
④ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、組合所定の条件を満たされる方

##### 1-3.共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これ行使することができます。3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

##### 1-4.共済金受取人

(1) 共済金受取人は契約者です。  
(2) 契約者が死亡されたときの死亡共済金受取人は、次の順位および順序とします。  
① 契約者の配偶者  
② 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹の順序  
③ 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹の順序  
④ 上記①に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹の順序  
⑤ 上記②に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹の順序  
※死亡共済金受取人、代理申請人の指定をご希望の場合は当組合までご連絡ください。

##### 1-5.扶養者災害死亡共済金受取人(500円コースを除く)

(1) 扶養者災害死亡共済金の受取人は、被共済者です。被共済者が未成年の場合には、法定代理人とします(以下同様とします)。  
(2) 被共済者が扶養者災害死亡共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、被共済者の死亡時の法定相続人が扶養者災害死亡共済金受取人となります。

##### 2.保障内容(共済金額・保障日数等)および掛金額

#### 2.保障内容(共済金額・保障日数等)および掛金額

保障内容および掛金額は、加入コース・加入年齢ごとに異なります。詳しくは、各コース表および説明事項を必ずご確認ください。保障内容をご確認し、ご了承のうえ、希望されるコースにお申込みください。

#### 3.「ガン特約」、「女性特約」、「通院特約」

「入院充実プラン」には、ご希望に応じて下記の特約をご付帯いただけます(最高3特約全て付帯可)。各特約の保障内容および掛金額は、コース表の特約内容記載欄をご覧ください。  
ガン特約: ガンの手術、希望されるコースにお申込みください。  
女性特約: 所定の女性性疾患による入院や手術等に対して共済金をお支払いします。  
通院特約: ケガによる通院およびケガや疾病の通院による通院の手術に対して共済金をお支払いします。

#### 4.共済期間および契約更新

共済期間は、保障開始日から1年です。なお、契約者が更新しない意思または変更の申し出がない限り、同一の契約の型を継続する申込みがあったものとみなします。当組合がご申込みを承諾したときはその満了日の翌日(更新日)に契約を更新します。ただし、共済事業規約・実施規則に更新があった場合は、更新日における更新後の内容に変更し、契約を更新します。当組合の指定日に掛金引落し完了した日、医療共済は満85歳でむかえる契約満了日まで、こども共済は満19歳でむかえる契約満了日まで、契約を更新します。こども共済は満19歳でむかえる更新日以降は、「医療共済移行契約専用コース」に移行し、掛金・保障内容が変更されます。ただし、「こども共済ライフセイブジュニア」契約満了日まで共済契約が移行契約専用コースを契約しない旨、または移行契約専用コース以外の医療共済(契約の旨のお申し出があった場合、「医療共済移行契約専用コース」への移行はいたしません。移行契約について、当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。(移行契約専用コースへの移行を含む。))

#### 5.掛金の払込み

掛金の払込みは、口座振替の場合、毎月27日(年額掛金は当組合が指定する日、いずれも金融機関が休業の場合は翌営業日)にご指定の預貯金口座からの自動振替にて、クレジットカード払の場合、払込みを承諾した日(毎月14日、以下「売上確定日」といいます。ご契約者によるカード会社へのお支払い、ご利用カード会社の指定日となります。)にお申込みいただけます。払込期日は、毎月の保障開始当日(年額掛金は契約満了日の前日)が属する月の末日までとさせていただきます。なお、クレジットカード払がご利用いただけるのは、月払の契約のみとします。

#### 6.解約返戻金

医療共済・こども共済には、解約返戻金はありません。ただし、共済掛金が年払いの契約については、未経過共済期間に対応する掛金を返還いたします。

#### 注意喚起情報

1.フリーリング・オフの制度  
初回申込時に限り、共済契約の申込みを撤回することができます。申込みを撤回した場合は、口座振替は初回掛金払込予定日以後10日以内、クレジットカード払は売上確定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。  
2.加入申込書の記載および告知義務  
加入申込書や告知事項(健康状態等のご質問)には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われません。ご注意ください。  
3.共済契約の責任開始期  
初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した場合、口座振替は初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から、クレジットカード払は売上確定日の翌日午前0時から保障は開始されます。  
4.共済金をお支払いできない場合  
① 契約が無効、解除、失効、取消された場合

② 申込書や共済金請求書類に不実の記載があった場合  
③ 申込日以前に発生した不慮の事故を原因とする場合  
④ 傷害(傷病)入院共済金が支払われる入院中に、傷害通院をした場合、その入院と重複する通院日の傷害通院費用  
⑤ 故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為、死刑、無免許運転や酒気帯り運転、最高速度違反、信号無視等、または運転中における道新中・警察からの路切への侵入による事故  
⑥ 薬物依存、精神障害または泥酔による場合  
⑦ 事故の原因が疾病または心神喪失による場合  
⑧ 頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚所見がない傷害(傷病)入院  
⑨ 治療に専念しなかった場合または、正当な理由なく調査や調査に必要な書類の提出を拒んだとき  
⑩ 被共済者の自殺または自殺行為による場合(発効日または変更日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合  
⑪ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分  
⑫ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険率準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする場合があります。  
⑬ 危険な運動等を行っていた場合は※指定職業に従事し、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。  
⑭ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。  
⑮ 被共済者および被共済者の扶養者が※指定職業(指定職業の①を除く)に従事し、その職業の就業にともなう原因によって共済事由が発生したとき  
⑯ 競技、運転の訓練、その他通常の車両の運行以外の目的のため、車両に乗りこんでいる場合(暴走行為も含みます)  
⑰ 被共済者の扶養者が病気または初回契約の申込日以前に受働していた傷害を原因として初回契約の発効日からその日を含んで1年以内に死亡したとき  
⑱ 被共済者の扶養者が初回契約の発効日(変更日)からその日を含んで1年以内に自殺をはかり共済事故が発生したとき  
⑲ 共済事故発生時、既に被共済者が婚姻等により法律上成年とみなされる場合、および就業等により扶養を受ける必要がなくなった場合は扶養者災害死亡共済金)および「掛金払込免除」※指定職業:  
① タクシーまたはハイヤーの運転手  
② 力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者  
③ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間に従事者とみなします)

#### 5.契約の無効・取消・解除・消滅

(1) 契約が無効となる場合  
① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき  
② 被共済者が保障開始日前にすでに死亡してしまっている場合  
③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分  
契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

#### 6.掛金の払込みについて

(1) 個人情報の取扱いについて  
お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業、保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。  
2.特定個人情報等の取扱いについて  
特定個人情報等、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。  
上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

#### 7.契約の中途解約

契約者は契約を将来に向かって解約請求書により解約できます。解約の効力は、解約日(未記入の場合は書面提出日、郵送の場合は郵便の消印日)の翌日の午前0時から生じます。

#### 8.その他

当組合は、共済掛金その他の契約内容について、社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金の支払状況等によって、共済契約の更新時に見直し場合があります。また、当組合は、変更する必要性がある場合、当該共済事業規約・実施規則を変更することにより、共済契約者と合意があったものとみなし、個別の合意をする必要が変更することができます。なお、この場合は、変更後の共済事業規約・実施規則およびその発効時期を当組合のホームページに掲載する等の方法により周知します。

#### 8.その他

※ご加入後、ご契約の際に告知いただいた内容に次のような変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は契約が解除され、共済金をお支払いできない場合があります。①契約者や被共済者の住所・氏名等登録内容の変更②掛金払込方法の変更③掛金振替口座の変更④被共済者が就業または婚姻等⑤被共済者の扶養者と生計が別となった場合⑥被共済者の扶養者の変更

#### ※過去に契約歴ならびに共済金請求歴などにより

契約をお引き受けできない場合があります。  
※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご読みのうえ契約証書とともに保管してください。  
※保障内容等に変更が生じた場合はホームページでご案内いたします。

#### 1.個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業、保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。  
2.特定個人情報等の取扱いについて  
特定個人情報等、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。  
上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

#### 2.特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。  
上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

#### ※過去に契約歴ならびに共済金請求歴などにより

契約をお引き受けできない場合があります。  
※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご読みのうえ契約証書とともに保管してください。  
※保障内容等に変更が生じた場合はホームページでご案内いたします。

#### 1.個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業、保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。  
2.特定個人情報等の取扱いについて  
特定個人情報等、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。  
上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

#### ※過去に契約歴ならびに共済金請求歴などにより

契約をお引き受けできない場合があります。  
※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご読みのうえ契約証書とともに保管してください。  
※保障内容等に変更が生じた場合はホームページでご案内いたします。

#### 1.個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業、保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。  
2.特定個人情報等の取扱いについて  
特定個人情報等、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。  
上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

#### ※過去に契約歴ならびに共済金請求歴などにより

契約をお引き受けできない場合があります。  
※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご読みのうえ契約証書とともに保管してください。  
※保障内容等に変更が生じた場合はホームページでご案内いたします。

#### 1.個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業、保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。  
2.特定個人情報等の取扱いについて  
特定個人情報等、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。  
上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(https://www.kccs.or.jp/)に掲載しております。

キリトリ線に沿って切り取り、のりしろに糊付けしてポストに投函してください。その他の共済・保険はホームページからお申込み、資料請求していただけます。

のりしろ ※のり付けは、はみ出さない様に丁寧にお願い致します。

### 加入申込書「告知事項」の慢性疾患について ※慢性疾患とは、次に掲げるものをいいます。

- ◆**医療共済** ①悪性腫瘍(ガン・肉腫など) ②消化器疾患(十二指腸潰瘍、胃潰瘍、ウイルス性肝炎、アルコール性肝炎、肝硬変、胆嚢炎、膵炎、胆石など) ③循環器疾患(狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症など) ④呼吸器疾患(気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患、間質性肺炎、肺線維症、肺結核など) ⑤神経・筋疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など) ⑥腎・尿路疾患(腎炎、ネフローゼ、前立腺肥大、尿路結石、腎不全など) ⑦代謝・内分泌疾患(糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症など) ⑧精神疾患(統合失調症、アルコール依存症、うつ病、躁うつ病、気分障害など) ⑨運動器疾患(骨髄炎、関節炎、変形性腰痛症、椎間板ヘルニア、骨粗鬆症など) ⑩血液疾患(貧血、白血病、リンパ腫など) ⑪アレルギー性疾患および膠原病(リュウマチ、ペーチェット病など) ⑫耳鼻咽喉および眼疾患(中耳炎、メニエール病、白内障、緑内障など) ⑬女性性器疾患(子宮筋腫、卵巣腫瘍など)
  - ◆**こども共済ライフセイブジュニア** ①悪性腫瘍(ガン・肉腫など) ②循環器疾患(川崎病、動脈瘤、心房中隔欠損症など) ③呼吸器疾患(気管支喘息など) ④腎・尿路疾患(腎炎、ネフローゼなど) ⑤代謝・内分泌疾患(糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症など) ⑥精神疾患(統合失調症、うつ病、躁うつ病、気分障害など) ⑦血液疾患(貧血、白血病、リンパ腫など) ⑧耳鼻咽喉疾患(中耳炎、メニエール病など)
- 告知事項に掲げる文言のうち、次に掲げる文言については以下のよう解釈するものとします。(1) 投薬とは、医師の処方箋により処方された薬を服用している、もしくは通院、入院の際に医師の管理の下で投薬されているものをいいます。また、治療中は、医師からの検査や診察を受けている状態または薬物投与による副作用を受けている状態です。また、別に定める「軽度の病気および状態」については、検査中、投薬されている状態、または治療中であっても加入ができるものとします。ただし「軽度の病気および状態」であっても、現在入院中、または、医師から今後1年以内に入院や手術をすめられている場合は除くものとします。また、検査中とは、医師の指導の下で受けたいすべての検査を指し、結果の出ている状態も含みます。(3) 医師から治療をすめられているとは、医師から病気やケガのために治療や検査をする必要性を調じられている、または治療や検査をしたほうがよいといわれている状態をいいます。
- ※「軽度の病気および状態」の主なものは、虫歯、さし歯、歯、歯槽膿漏症、歯髄炎、歯周炎、歯肉炎、歯科矯正、口内炎、湿疹、アトピー性皮膚炎、かぶれ、いぼ、水虫、かぜ(インフルエンザは除く)、急性鼻炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、動物アレルギー、外耳炎、単純近視、ものもらい、結膜炎  
※上記は主なもので、それ以外の病気でもこの組合が「軽度の病気および状態」として定めている場合はご加入できますので、お問い合わせください。

## こども共済

0歳から18歳※までの加入で、19歳まで保障がつづく ※保障開始日における年齢

19歳(こども共済満了)以降は健康状態に関わらず「医療共済移行契約専用コース」へ継続いただけます!

こども共済のより詳しい内容については右記からWEBにてご覧いただけます!

保障内容	コース名		
	500円コース	1200円コース	1700円コース
月掛金	500円	1,200円	1,700円
年掛金	5,800円	13,900円	19,600円
保障年齢	0~19歳		
入院(日額)	病気・ケガによる1日以上入院(1日目~360日)	1回 15万円	1回 21万円
長期入院	病気・ケガによる連続180日以上入院	1回 15万円	1回 30万円
傷害通院(日額)	1日以上通院(事故日から180日以内で最高90日分)	1,000円	2,000円
特定損傷手術	「骨折」または「腱・靭帯の損傷」の治療を目的とする手術。事故(ケガ)を直接の原因とし、入院共済金が支払われる場合	1・2万円	5・10万円
死亡(重度障害)	病気	10万円	100万円
	事故(ケガ) <sup>※1</sup>	10万円	150万円
扶養者災害死亡(重度障害を除く)	被共済者の扶養者が事故(ケガ) <sup>※1</sup> を直接の原因として死亡した場合	—	100万円
扶養者死亡掛金払込免除 <sup>※2</sup> (重度障害を除く)	病気・事故(ケガ) <sup>※1</sup>	掛金払込免除	

※1 事故(ケガ)とは「急激かつ、偶然な外因による事故(不慮の事故)」をいいます。  
※2 掛金払込免除後のコース変更はできません。他の共済掛金、個人賠償責任補償等の保険料は掛金払込免除の対象外です。

お申込みから保障開始まで

※口座振替の場合: どちらのケースも以後毎月27日(金融機関が休業日)が掛金引落日になります。

ケース①

当月	翌月	翌々月
1日	20日	27日
申込受付開始	初回掛金引落日	翌月28日より保障開始

初回掛金引落日に掛金が引落しできなかった場合は、再度、翌月27日(金融機関が休業日)に引落とさせていただきます。なお保障開始日は掛金引落日の翌日からとなりますのでご注意ください。

※クレジットカード払の場合: お申込みの手続きが完了する日(ヶ月度更新を要する場合があります。新規ご契約の場合は当組合及び収納代行会社間での売上確定日(毎月14日)の翌日)15日より共済契約有効となります。詳しくはお問い合わせください。

掛金の払込みについて

※口座振替の場合: 組合が申込書を毎月20日までに受け付けたとき(ケース①)は翌月の27日に、また、21日以後月末までに受け付けたとき(ケース②)は翌月の27日に、初回の掛金と出資金(1口50円)をご指定の預貯金口座から口座振替により引落とします(掛金払込日の翌日から保障が開始されます)。2回目以降の月額掛金は毎月27日に引落とします(引落日は、金融機関が休業日)のときは翌営業日となります)。

※クレジットカード払の場合: ご契約者によるカード会社のお支払いは、ご利用カード会社の指定日となります。

※「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご読みのうえ契約証書とともに保管してください。  
※加入申込書送付後、20日以上経過しても「手続き完了のご案内」が届かないときは、組合までご連絡ください。